

環境保全型農業直接支払交付金 第1期（H27年度～R元年度）の概要

- 農業者等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を実施。〈平成23年度～〉
- 全国共通の取組のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を設定して支援の対象とする地域特認取組を都道府県の申請に基づき設定し、支援を実施。
- 平成27年度から法制化（農業の有する多面的機能の発揮に関する法律）

支援対象者

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

対象となる取組

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組

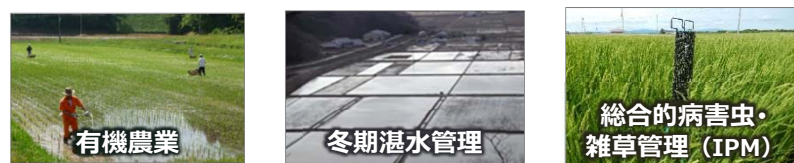
有機農業・・・化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組
 カバークロップ・・・有機物の供給のために、主作物の休閑期に栽培され、農地土壌にすき込まれる植物
 冬期湛水管理・・・冬の一定期間に、水田に水を張り、水田地帯の多様な生物を育む取組

地球温暖化防止に効果の高い営農活動



土壤中に炭素を貯留し、地球温暖化防止に貢献

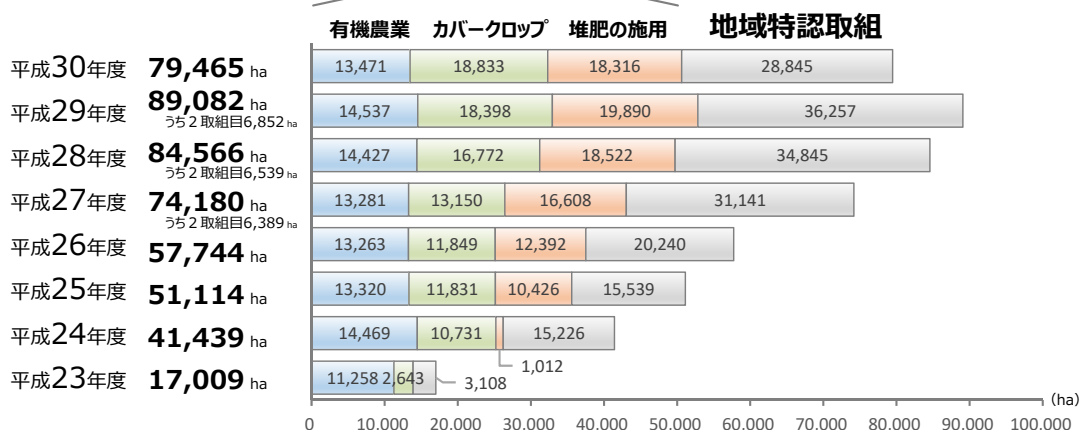
生物多様性保全に効果の高い営農活動



様々な生物を地域で育み、生物多様性保全に貢献

実施面積推移

全国共通取組



効果評価

出典：環境保全型農業直接支払交付金最終評価（令和元年8月 農林水産省公表）

【地球温暖化防止】

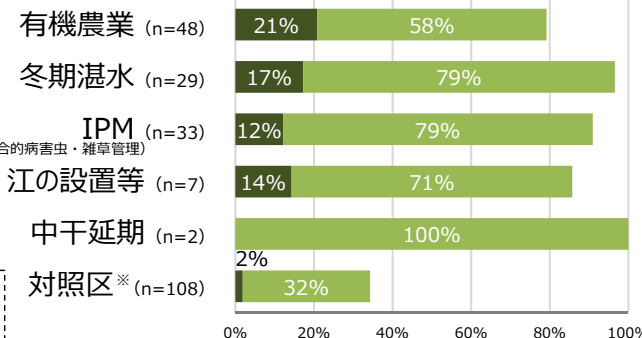
全ての取組分類の数値を合計した温室効果ガス削減量：

143,393 tCO₂/年

※ 単位面積当たり温室効果ガス削減量に直近（平成30年度）の実施面積を乗じて試算

IPM：病害虫の発生状況に応じて、天敵（生物的防除）や粘着板（物理的防除）等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する取組
 江の設置：栽培期間中湛水状態を保つことができる溝（江）を設置する取組

【生物多様性保全】



■ S：生物多様性が非常に高い。取り組みを継続するのが望ましい。
 ■ A：生物多様性が高い。取り組みを継続するのが望ましい。

※ 取組ほ場の近隣で通常の栽培管理を実施